

資料 5

5 平成21年4月30日 木曜日

官 報 (号外第 92 号)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 削除	第二章 削除
第三章 日本農林規格の制定（第七条—第十三条）	第三章 日本農林規格の制定（第七条—第十三条）
第四章 日本農林規格による格付	第四章 日本農林規格による格付
第一節 格付（第十四条—第十五条の二）	第一節 格付（第十四条—第十五条の二）
第二節 登録認定機関（第十六条—第十七条の十五）	第二節 登録認定機関（第十六条—第十七条の十五）
第三節 格付の表示の保護（第十八条—第十九条の二）	第三節 格付の表示の保護（第十八条—第十九条の二）
第四節 外国における格付（第十九条の三—第十九条の七）	第四節 外国における格付（第十九条の三—第十九条の七）
第五節 登録外国認定機関（第十九条の八—第十九条の十）	第五節 登録外国認定機関（第十九条の八—第十九条の十）
第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十二）	第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十二）
第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三—第十九条の十六）	第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三—第十九条の十六）
第六章 雜則（第二十条—第二十三条）	第六章 雜則（第二十条—第二十三条）
第七章 罰則（第二十三条の二十一—第三十一条）	第七章 罚則（第二十四条—第三十一条）
附則	附則
（法律の目的）	（法律の目的）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を遵守すべき旨の指示をすることができる。

[新設]

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章 罰則

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関するして、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して當

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

[新設]

[同上]

[新設]

第二十九条 [同上]

該各号に定める罰金刑を、その人に対する部分に對して各本条の罰金刑を科す

る。

一 第二十三条の二又は第二十四条（第八号に係る部分に限る。）

一 億円以下の罰金刑

二 [略]

2 [略]

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。）

一 億円以下の罰金

二 [略]

2 [略]